

足 監 査 第 4 6 号

令和3(2021)年10月13日

足利市松田財産区管理者

足利市長 早 川 尚 秀 様

足利市監査委員 岡 本 篤 典

足利市監査委員 岡 部 記 和

足利市監査委員 齋 藤 昌 之

令和2(2020)年度足利市松田財産区特別会計歳入歳出決算審査
意見について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和2(2020)年度足利市松田財産区特別会計歳入歳出決算を審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出します。

令和2(2020)年度足利市松田財産区特別会計歳入歳出決算審査意見

第1 審査の対象

令和2(2020)年度足利市松田財産区特別会計歳入歳出決算

第2 審査の期間

令和3(2021)年9月14日から令和3(2021)年10月6日

第3 審査の方法

審査は、足利市監査基準に準拠し、管理者から審査に付された令和2(2020)年度足利市松田財産区特別会計歳入歳出決算その他関係書類と会計管理者及び担当部課が所管する諸帳簿等を照合し、計数の確認を行ったほか、事務事業及び予算の執行状況等について関係職員からの説明を聴取して実施しました。

第4 審査の結果

審査に付された歳入歳出決算書及び附属書類は、前記の方法で審査した限り重要な点において、いずれも関係法令に適合し、かつ、計数も関係諸帳簿と符合し正確であり、予算の執行もおおむね良好であると認められました。

なお、歳入歳出差引残高は、出納閉鎖日現在における指定金融機関等の預金現在高証明書と一致し、正確であることを確認しました。

- (注) ・ 本文及び表中の金額は、原則として百の位を四捨五入し、千円単位としました。このため、合計額と内訳の計が一致しない場合や決算書と一致しない場合があります。また、前年度対比は、原則として千円単位の数値で比較しました。
- ・ 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入しました。このため、内訳の合計が100.0とならない場合があります。
 - ・ ポイントとは、百分率(%)を比較した場合の単純差引数値です。

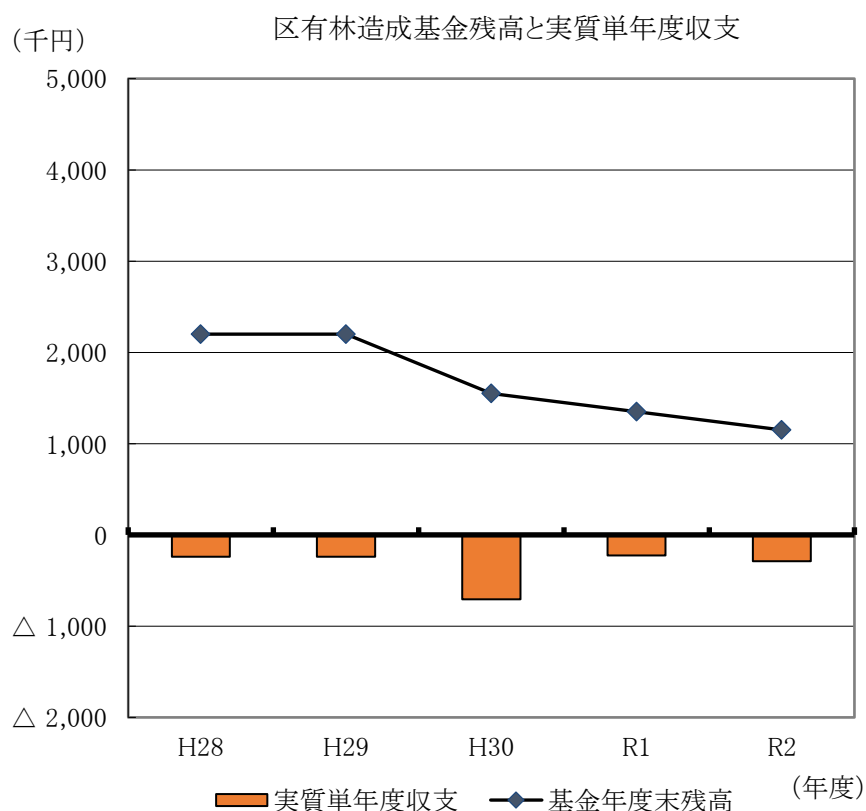
第5 審査の概要

1 財政運営の状況

当年度の財政運営の状況を見ると、歳入は 371 千円で、前年度に比べて減少し、歳出は 339 千円で、前年度に比べて減少しています。

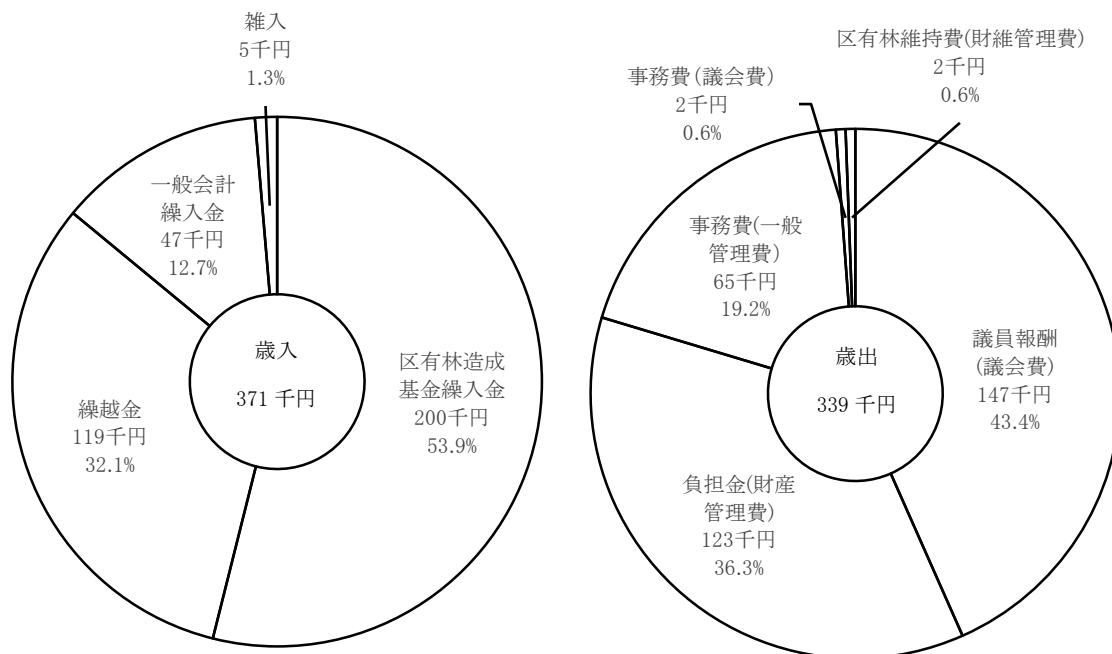
歳入の構成は、主に区有林造成基金繰入金 200 千円、繰越金 119 千円となっており、歳出の構成は、主に議員報酬(議会費)147 千円、負担金(財産管理費)123 千円となっています。

財政収支をみると、歳入歳出差引額 32 千円から前年度繰越金 119 千円を差し引いた単年度収支は 87 千円の赤字となり、さらに区有林造成基金の取崩しによる繰入金 200 千円を除いた実質単年度収支についても、287 千円の赤字となっています。



2 歳入、歳出

当年度の歳入歳出決算の構成比率は、次のとおりです。



(1) 歳入

(単位 千円・%・ポイント)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
R2	500	371	371	0	74.2	100.0
R1	500	476	476	0	95.2	100.0
比較増減	0	△ 105	△ 105	0	△ 21	0.0
増減率	0	△ 22.1	△ 22.1	-	-	-

歳入決算額は、前年度に比べて減少しています。

これは、主に立木売払収入 60 千円が皆減となったことによるものです。

調定に対する収入率は 100.0%であり、また、収入の事務処理は、適正に行われていました。

(2) 歳 出

(単位 千円・%・ポイント)

区分 年度	予算現額	支出済額	不用額	執行率
R2	500	339	161	67.8
R1	500	357	143	71.4
比較増減	0	△ 18	18	△ 3.6
増減率	0	△ 5.0	12.6	-

歳出決算額は、前年度に比べて減少しています。

これは、主に事務費(議会費)が13千円減少したことによるものです。

不用額は161千円で、その主なものは、委託料(財産管理費)100千円です。

なお、予算現額に対する執行率は、前年度に比べて減少しています。

支出の事務処理についても、おおむね適正に行われていました。

3 財産の管理

土地は、当年度中の増減がなく、年度末現在高が1,274,472 m²となっています。

立木の推定蓄積量については、当年度中に所有 22 m³、分収 498 m³の成長があり、年度末現在高は所有 2,453 m³、分収 84,874 m³、計 87,327 m³となっています。

区有林造成基金は、当年度 200 千円の取崩しを行った結果、年度末現在高が1,150 千円となっています。

財産の管理については、おおむね適正に行われていました。

第6 意 見

財産区は、地方自治法第 294 条により、その設置が規定され、所有する財産又は公の施設の管理及び処分を主たる目的とし、その実施にあたっては、住民の福祉の増進に寄与するとともに、地区と市との一体性を損なわないように努めることが求められています。

松田財産区においては、実質単年度収支の赤字が続く厳しい財政構造となっており、特に歳入の確保に当たっては、木材価格の上昇が期待し難く、基金の取崩し及び繰越金に頼らざるを得ない状況となっています。

なお、山林の大部分を占める分収林の適切な維持管理については、水源涵養や、土砂流出・崩壊防止、野生生物の生育環境保持などと密接に関わることから、共有会等の関係団体に対して適切な指導、助言を行うとともに、立木成長まで長

期間を要することから、更なる連携の強化を希望します。

昭和 37(1962)年に松田財産区が設置されてから半世紀以上が経過し、社会・経済情勢は当時から大きく様変わりしており、区有財産の主体を成す森林は、木材生産機能のみならず、自然環境や国土の保全等、様々な機能が注目されています。郷土の貴重な緑を護るためにも、財産区のあるべき姿(将来)について検討を始める時期にあると考えます。